

蜜蜂影響評価・原体規格設定・使用者安全評価

食品健康影響評価及び
残留基準設定生活環境動植物
・水質への影響評価

農林水産省

環境省

①申請

申請資料の確認
・
諮問準備

I 再評価の連絡

A 評価要請

内閣府
食品安全委員会

専門調査会

②諮問

農業資材審議会

農薬蜜蜂影響評価部会

農薬原体部会

農薬使用者安全評価部会

B 結果通知

消費者庁

C 食品安全委員会からの結果通知や審議
状況等の共有内閣府
食品安全委員会

D 評価要請

E 結果通知

食品衛生基準
審議会農薬・動物用
医薬品部会

F 食品残留基準告示

鳥類登録基準設定検討会

水域の生活環境動植物
登録基準設定検討会非食用農作物専用
農薬安全性評価検討会他、野生ハナバチ
類や水質への影響
等を検討

II 諮問

中央環境審議会
(農薬小委員会)

III 答申

IV 農薬登録基準告示

③答申

④登録票
の交付

農薬変更登録

農薬製造者又は輸入者